

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第28号

国立ハンセン病療養所の職員削減を行わず医療、看護、福祉の充実を求める意見書(可決)

強制隔離を骨格とする人権侵害のらい予防法は 1996 年に廃止され、2009 年 4 月にはハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「ハンセン病問題基本法」という）が施行された。

ハンセン病問題基本法は、その基本理念において、ハンセン病問題に関する施策は、国の隔離政策による被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならないとしており、第 7 条では、国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して、必要な療養を行うものとする、第 11 条では、国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。

入所者の平均年齢は 82 歳を超え、高齢化、障害の重度、重複化に対応した医療、看護、介護体制の強化は喫緊の課題となっている。しかし、ハンセン病療養所の医療、看護、福祉の体制は、国家公務員の定員削減計画により連年にわたって職員が削減され続けてきたことによって、入所者の療養生活に深刻な事態を及ぼす状況に陥っている。

2009 年 7 月 9 日に衆議院で、2010 年 5 月 21 日には参議院で国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議が全会一致で議決された。

国はハンセン病療養所入所者に十分な医療、生活を最後まで保障する責任がある。そして、その責任を果たすためには、職員削減に歯どめをかけるとともに増員が絶対的に必要である。

入所者の療養生活、生存権をも脅かす国家公務員の定員削減、欠員不補充、新規採用抑制等の施策からハンセン病療養所を除外し、ハンセン病問題を真に解決し、国会決議に基づいて入所者の医療、生活権が最後の 1 人まで保障されるよう、以下の事項を強く求める。

記

- 1 国家公務員の定員削減計画の対象から国立ハンセン病療養所職員を除外すること。
- 2 国立ハンセン病療養所の賃金職員の早期定員化に向けての長期計画を策定すること。
- 3 国立ハンセン病療養所の医師、看護師、介護員ほか行政職（二）職員の充足、増員を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第29号

特定秘密保護法の廃止を求める意見書(否決)

安倍政権は、特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）を衆参両院で強行採決し、同法は平成 25 年 12 月 6 日に成立した。しかし、映画監督や俳優、ノーベル賞受賞学者など制定に強く反対する国内外の広範な世論に背を向け、十分な審議時間も確保しないまま数の力で押し切った政府・与党の姿勢は、民主主義を破壊する暴挙であり断じて認められない。同法は、国民の知る権利や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、今回の強引な制定は将来に重大な禍根を残すものである。

同法は、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限な

く拡大する危険性が高い。また、秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、扇動することも処罰対象となり、処罰範囲が歯どめなく広がるおそれがあること、どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされるため、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま強く開示を求めた市民が罪に問われるケースもあり得ること、最高懲役 10 年という厳罰化により、公務員が記者との接触を過度に避け、民主主義の基本である国民の知る権利が侵害されるおそれが強いこと、特定秘密取り扱いの適性評価のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの詳細な個人情報調査が可能となり、著しいプライバシー侵害の危険があること、国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

衆議院における審議の過程で、自民、公明、日本維新の会、みんなの党による修正がなされた。しかし、何が特定秘密に当たるかを列挙した別表についてその他の文言を 3 カ所削除したものの、恣意的な秘密の範囲拡大の懸念は何ら是正されていない上、秘密指定期間が最長 60 年とされ、政府原案よりも大幅に後退している。また、首相に第三者機能的観点からの関与を求め、秘密指定の統一基準を首相自身が作成し、指定や解除に対し説明、改善を閣僚に指示できるとしたが、内閣の長である首相の関与を第三者的と規定すること自体、全く筋が通っておらず、国民の不安は一向に払拭されていない。

さらに安倍政権は同法案成立の直前に、特定秘密をチェックする新たな機関として保全監視委員会、情報保全監察室、情報保全諮問会議、独立公文書管理監を設置すると表明した。しかし、内閣官房に置く保全監視委員会と内閣府の情報保全監察室の役割の違いは判然とせず、両者とも身内である官僚で固め、政府からの独立性や客観性の担保もなく、チェック機能は全く期待できないなど、いずれの組織も特定秘密指定の恣意性を排除し得るのか大いに疑問だと言わざるを得ない。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は、本来国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない現状では、到底施行すべき状況にはないと考える。

よって、国会及び政府に対し、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）を廃止するよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第 30 号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書(可決)

寡婦控除は、配偶者と死別または離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度である。

この寡婦控除は、1 度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されるが、さまざまな事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されない。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が 500 万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別または離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が 35 万円高くなるため、その分所得税が高くなる。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大している。

日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、平成 25 年 1 月、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を提出している。

一方、平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所大法廷は、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は、法の下での平等を定めた憲法に違反すると全員一致で判断した。また、この違憲判決を受けて、政府は第 185 回国会に民法改正案を提出した。未婚の母子世帯に対する差別解消を図るためには、多角的な法制度の見直しが必要である。

非正規雇用者がふえる中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきである。

よって、国会及び政府においては、以下のとおり、環境を早く整備するよう強く求める。

記

所得税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴のない母（父）子家庭の母（父）にも寡婦控除を適用すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第 31 号

介護保険制度改革の中止を求める意見書(否決)

平成 24 年 8 月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき、医療、介護、年金、保育、生活保護など国民の命と生活に密接にかかわる部分における改革が進められている。

介護保険においても、平成 27 年 4 月の改革実施に向け、プログラム法案が今臨時国会に提出された。

その内容は、要支援の人の利用料増や特別養護老人ホームから要支援 1、2 の人が締め出されることなどが懸念され、軽度者を切り捨てるものとなっている。このほか、施設入所者の居住費、食費を補助する補足給付は負担能力を精査され、低所得者の人に限定されることが危惧される。

一方で、平成 24 年 4 月からはヘルパーの生活援助時間が短縮され、生活援助利用者の日常生活に深刻な影響が生じているほか、訪問介護等の介護報酬の引き下げにより、小規模事業所では事業の縮小、廃止が起こるなど、利用者、事業者ともに困難が生じている。

介護保険制度改革はこうした介護をめぐる困難を一層拡大するものであり、政府においては、社会保障制度改革推進法による介護保険制度改革を中止し、介護保険利用者や家族が抱える困難を早急に改善するよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第 32 号

来年 4 月からの消費税率引き上げの中止を求める意見書(可決)

政府は 2013 年 10 月、景気指標向上など増税実施の環境が整ったとして、来年 4 月から消費税率を 8 % に引き上げることと決定し、準備を進めている。

しかし、食料品やガソリンなどの値上げで私たちの暮らしは苦しくなる一方であり、多くの国民は

景気回復を実感していない。雇用情勢や個人消費も厳しい状況にある。県内経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産、廃業にも歯どめがかかっていない。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の被災、被害者はいまだに復興からほど遠く、多くの人が苦しんでいる。

最近の世論調査でも4月からの消費税率引き上げには過半数が反対している。消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金である。この不況下で税率を引き上げれば、格差と貧困はさらに広がり、個人消費を冷え込ませ、価格に税金分を転嫁できない中小企業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がふえることは必至である。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与える。財政再建という点でも、1997年に消費税率が引き上げられたときの経験から、国全体の税収が減少することは明白である。

消費税法附則第18条第3項では、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」と消費税率引き上げの中止を選択することも可能と明記されている。

来年4月からの消費税率引き上げについて、施行の停止を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

議員提出議案第33号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円(青森市・2級地の1)に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした特別な需要に応じて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

議員提出議案第34号

生活保護基準の引き下げ中止を国に求める意見書(否決)

国はことし8月から、生活保護を受けている人の96%に当たる世帯で基準引き下げを実施した。そもそも、低賃金、非正規労働者が増大し、貧困が広がる中で、生活保護を受けられる人の2割程度しか生活保護を受けられていない現状を放置し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活水準を下回る世帯が含まれた、国民の下位10分の1の支出水準と比較する検証方法にも誤りがあり、底なしの

基準引き下げを容認するものである。

また、社会保障審議会生活保護基準部会では議論されてこなかった消費者物価指数の下落分の引き下げもあわせて行ったが、指数が突出して高かった 2008 年度のみと比較し引き下げを決めたこと、その下落分も生活保護世帯ではほぼ支出されていない(平均で生活扶助費の 0.82%の支出)電化製品の下落分であること、2008 年以降の物価下落は全世帯平均で 2.4%であるのに、今回の引き下げでは 4.78%を見積もっているなど、削減根拠に疑問が残る。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの健康で文化的な最低限度の生活(憲法第 25 条)を脅かすだけでなく、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながり、国民の各階層に影響を与える。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について求める。

記

- 1 生活保護基準の引き下げを撤回すること。
- 2 生活保護費の国庫負担は現行の 75%から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第35号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書(否決)

中小事業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従事者が事業に従事したことにより受ける対価は、所得税法第 56 条の規定により必要経費に算入しないこととされている。

配偶者の場合は 86 万円、家族従事者は 50 万円というわずかな額が、事業主の所得から控除として認められているのみであり、家族従事者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的、経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。さらに、家族従事者は所得証明書の発行さえ得られず、資産も持てないという人権上も大変な問題を抱えている。家族従業員一人一人の労働を正当に評価し、賃金を認めることは、憲法の本質である基本的人権を守ることにつながる。

税法上では、青色申告を選択すれば事業に専従する家族従事者の労働対価を経費にすることができ、同じ労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾している。

また、国税通則法の改正により、平成 26 年から白色申告者も青色申告者と同じく記帳が義務化され、経営の透明性に変わりはない。

後継者を育て、行政と力を合わせて地域の経済を発展させていくためにも、所得税法第 56 条の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第36号

過疎対策の積極的推進を求める意見書(可決)

過疎地域は、我が国の国土の半分を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものである。

少子高齢化が急速に進んでいる今日、過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。しかし、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的、公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めた国民全体の生活の向上につながることを認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であると考える。

よって、国においては、以下の項目について強く推進することを求める。

記

- 1 地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保し、道路、橋梁の維持補修などに過疎対策事業債を適用する対象事業の拡大を図ること。
- 2 医療や雇用の確保、交通や教育環境の整備等を、広域的な事業による対応を含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- 3 過疎地域においても、高度情報通信等社会の恩恵を享受できるよう高度情報通信基盤の整備を図るとともに、過疎地域の活性化や中心都心との交流の促進を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。
- 4 森林の管理、農地の利用、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等、過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。
- 5 集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成、活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

議員提出議案第37号

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書(可決)

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者で、介護予防給付も4000億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになってきている。

また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっている。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになる。

よって国においては、以下の項目について十分配慮の上、特段の取り組みが図られることを強く求める。

記

- 1 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
- 2 特に、介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
- 3 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
- 4 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第38号

確実な賃金引き上げを求める意見書(可決)

内閣府が発表したことし 4 ～ 6 月期の国内総生産（GDP）の改定値は、実質で前期（1 ～ 3 月期）比 0.9%増となり、年率換算では 3.8%増と、8 月発表の速報値（年率 2.6%増）から大幅に上方修正した。実体経済の現状を示す数多くの指標が改善し、企業の景況感が上向いている一方で、賃金上昇を実感する国民は少なく、賃上げ要請が高まっている。

10 月 1 日に決定した税制改正大綱には企業減税が盛り込まれているが、これらが賃上げなど景気浮揚に向けた動きとなるかどうかは、企業自身の判断に委ねられ、内部留保にとどまる懸念も拭えない。

また、同じく税制改正大綱の中で、所得拡大促進税制の要件緩和方針が決定したが、さらなる支援策として、最低賃金の引き上げに取り組む企業への助成金として、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の拡充を図ることや、業界を挙げた賃金底上げの環境整備を支援する助成金（業種別中小企業団体助成金）などの拡充を図ることも検討すべきと考える。

そこで、9 月に始まった政府、労働者、企業経営者の各代表による政労使会議では、賃金の引き上げが経済成長に必要不可欠との認識を労使間で共有し、企業が賃金を引き上げしやすい環境を整えるための実行力が求められる。

アベノミクスによる景気回復の兆しから、実感が伴う景気回復を実現するためにも、減税等による業績好転から得た収益を確実に賃金上昇に反映させるための賃金の配分に関するルールづくりもポイントと言える。

よって、政府においては、実効的な賃上げに結びつくような施策を講じるとともに、具体的な道筋を示すことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第39号

公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書(可決)

公共工事の入札が成立しない入札不調が増加している。報道によれば、国が今年度の4～6月に北海道で入札した公共工事では、入札不調が昨年同時期の2倍に上っている。入札不調の増加は、東日本大震災被災地の復興事業や景気回復に伴う建設工事の増加による資材の高騰、工事を担う人材不足が全国的に広がりつつある影響と見られている。

建設業就業者数を見ると、平成23年推計（国土交通省資料）で約497万人となっており、平成4年の619万人から約20%減少している。また、就業者のうち55歳以上が約33%、29歳以下が約12%と高齢化が進行している。

その背景には、労働環境の悪化やダンピング受注の増加がある。これまでの建設投資の大幅な減少により受注競争が激化し、ダンピング受注や下請へのしわ寄せ等で、現場で働く労働者の処遇が悪化するなど、深刻な人材不足への影響が生じている。重労働の割に低賃金であるため、中堅、若年層の離職が相次ぎ、就職後3年以内の離職率も製造業の2倍近くに上っている。

震災復興事業は加速させなければならず、また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震に備え、老朽化が進む国内全域の公共インフラの防災、減災対策も待たなしである。そのためにも、必要な公共工事の円滑な入札に対する取り組みは急務と言える。

よって、政府においては、入札不調を解消するため、以下の環境整備を早急に進めるよう強く求める。

記

- 1 地元に精通した施工力のある建設業者が、各地域のインフラを安定的、継続的に維持、管理できるようにするため、地元貢献や技術力に対する加点評価など、多様な入札契約方式を導入すること。
- 2 事業の発注者が元請業者に支払った代金が、下請業者や現場で働く職人へ着実に届く流れをつくるため、ダンピング対策を徹底すること。
- 3 公共工事設計労務単価の大幅引き上げに伴う賃上げ状況の調査とフォローアップ、職人の人材確保と働く環境の改善に向けた社会保険の加入促進や、公共工事の入札において若年者らの確保、育成に取り組む建設業者への加点評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日

議員提出議案第40号

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書(可決)

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っている。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているが、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中であって、積雪寒冷地域の重要性はますます高まっている。

しかし、近年過疎化、高齢化のさらなる進行により、地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつある。

先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められていることから、国においては、以下の項目について強く推進することを求める。

記

- 1 地方自治体が、安心して万全な道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や、豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保、育成のために、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 25 日

議員提出議案第41号

持続可能な農業の実現に向けた施策の充実を求める意見書(可決)

平成 26 年度農林水産予算は、2兆 6000 億円超という前年度予算を大きく上回る要求がなされ、政府が掲げる強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村、農業・農村所得倍増目標 10 年戦略を実効あらしめるための予算として地域や担い手の期待は大きく、確実な執行が強く求められている。

一方では、食料・農業・農村基本計画に掲げられた食料自給率の達成目標を自己否定するようなTPP交渉への参加が実行に移されたことにより、農業者は憤り、戸惑い、大きな不安の中に立たされている。

このような状況下において、若者が夢と希望を抱ける農政の展開により、これからの担い手が持続可能な農業を実現するため、下記のとおり実施されることを強く求める。

記

- 1 経営所得安定対策の法定化及び対象品目の拡大
持続可能な農業生産の支えである現行の経営所得安定対策について、安定的かつ永続的な制度とするため法定化すること。
また、これまでの土地利用型作物に加え、生産、出荷の安定を必要とする一定の野菜及び果実並びに畜産物についても制度の対象品目に加えること。
あわせて、対象品目の平均価格が数年にわたり下落する場合も、支援額が並行して下落することのないような制度設計を行うこと。
- 2 農地確保と有効利用対策
食料・農業・農村基本計画で示されたとおり、平成 32 年を目標とする農地面積 461 万ヘクタールの総量確保方針の徹底を図り、これを実現するため次の措置を講じること。
 - (1) 農業の持つ多面的機能に対する直接払い制度の実現と法定化
農業の持つ国土保全、水源涵養等多面的機能に対する「日本型直接払い」を導入して法定化すること。
あわせて、水田、畑地、樹園地、草地などの生かすべき農地の最大限活用をする仕組みを導入するとともに、中山間地域等直接支払い、農地・水保全管理支払いの枠組みは維持すること。
 - (2) 農地確保、有効利用の前提となる農地基本台帳の法定化

人・農地プランや農地の持つ多面的機能維持のための支援策など、農地行政を推進する上で必要不可欠な農地基本台帳の法定化に向け万全を期すること。

(3) 農業生産法人の堅持

農地法第2条に規定する農業生産法人の要件については、投機目的取得の懸念や、採算を確保できず撤退して放棄された場合の農地復元の困難性を鑑みて、今以上の緩和は慎重を期すこと。

3 農地の有効活用や担い手の経営安定に資する税制支援の促進

農地の有効活用や担い手等の経営安定等に資する次の税制支援を実現すること。

(1) 小規模な農地の有効活用を図る農地譲渡所得税の特別控除の創設

小規模な農地の有効活用を図るため、土地の長期譲渡取得に係る特別控除制度を、農地の耕作目的による場合に限り創設し適用させること。

(2) 免税軽油制度の恒久化

軽油引取税の趣旨を踏まえ、農業利用に係る軽油引取税の免税措置の適用について、現行の平成27年3月末までの時限適用ではなく、恒久的な制度とすること。

(3) 肉用牛免税制度の延長

平成26年3月末に適用期限を迎える、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置である肉用牛免税制度については、円安による穀物価格の高騰による配合飼料のコスト上昇を踏まえ適用期限を延長すること。

4 担い手の老後を支える農業者年金制度の改善

農業者年金制度については、担い手の老後生活の安定と円滑な経営継承に寄与する政策年金として、今後さらなる加入者の増加を図るためにも、次の制度改善の実現に向けて検討を行うこと。

(1) 通常保険料の納付下限額の特例的引き下げの実施

新規農業者など経営の安定が当面見込めない40歳未満の者などを対象に、月額2万円の保険料納付下限額を加入当初の5年間に限り特例制度として設けること。

(2) 後継者の配偶者を政策支援対象者に追加すること

青色申告をする認定農業者と家族経営協定を締結している後継者の配偶者を政策支援（保険料の国庫補助）の対象者に追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月25日
